

令和 7 年度

令和 7 年度 下関港国際ターミナル人道橋改修業務

特 記 仕 様 書

下関市港湾局施設課

1. 業務概要

本業務は、下関港国際ターミナル人道橋のワイヤーロープの更新を行うものである。

2. 業務場所

下関市東大和町一丁目地先

3. 履行期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

4. 業務内容

別添設計書及び設計図のとおり

5. 提出書類

- (1) 納入仕様書
- (2) 納品書
- (3) 業務写真
- (4) その他下関市が指示するもの

6. 現場・安全管理

- (1) 受託者は事故または災害が発生した場合は、最善の応急処置を講ずると共に、直ちに下関市及び、関係官公署に報告しなければならない。
- (2) 本特記仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は別途下関市と協議すること。

7. その他

- (1) 本特記仕様書と別に、特記仕様書別紙2、3を順守すること。

特記仕様書（環境編簡易）

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、下関市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには受託者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受注者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

受託者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

受託者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

受託者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

受託者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- （１）使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- （２）業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- （３）業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- （４）環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- （５）使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- （６）リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- （７）公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- （８）業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 下関市と受託者は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 下関市は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受託者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、

下関市が受託者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 下関市は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受託者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受注者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

- 2 受託者は、前項の規定により、下関市が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

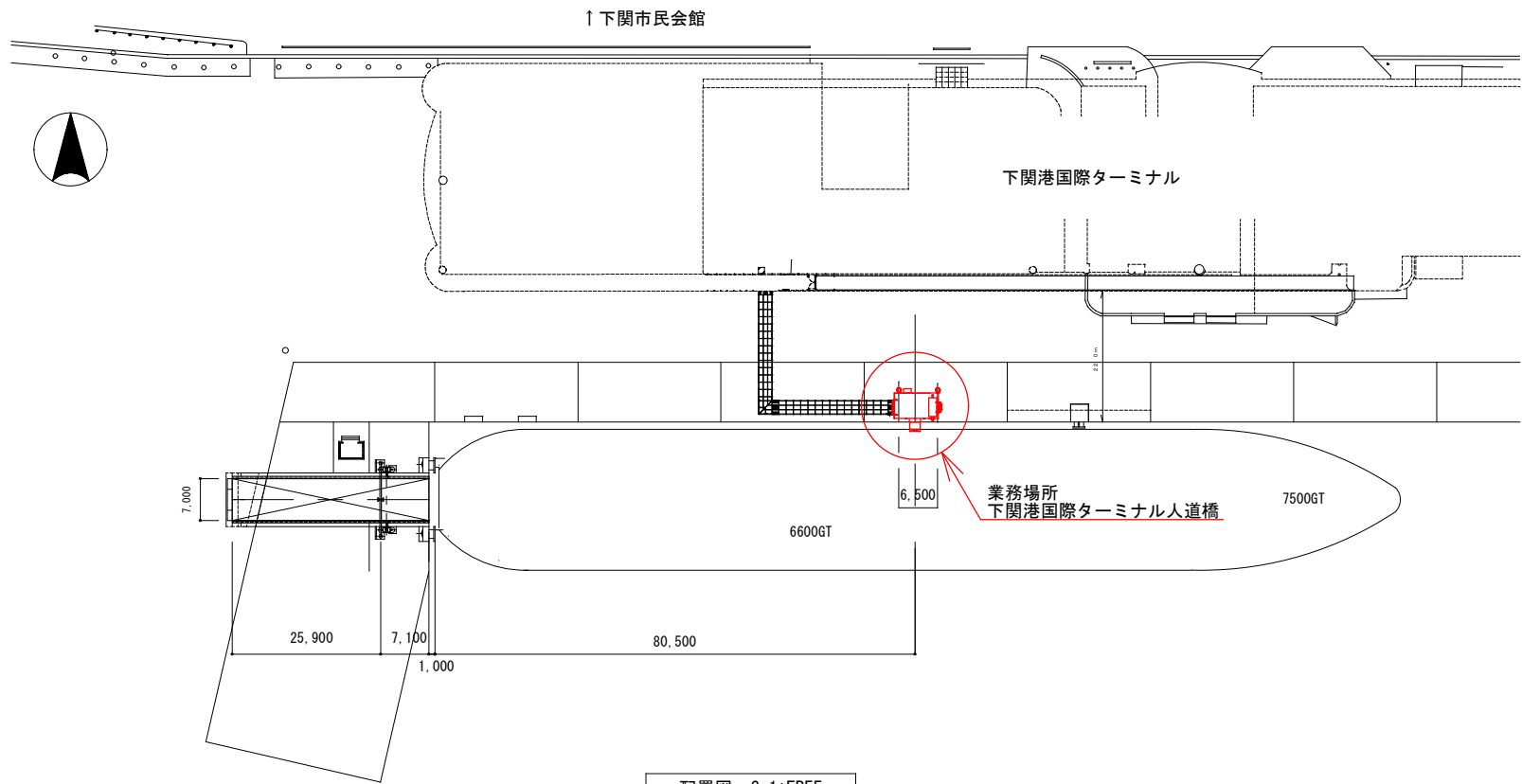
（本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 受託者は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに下関市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

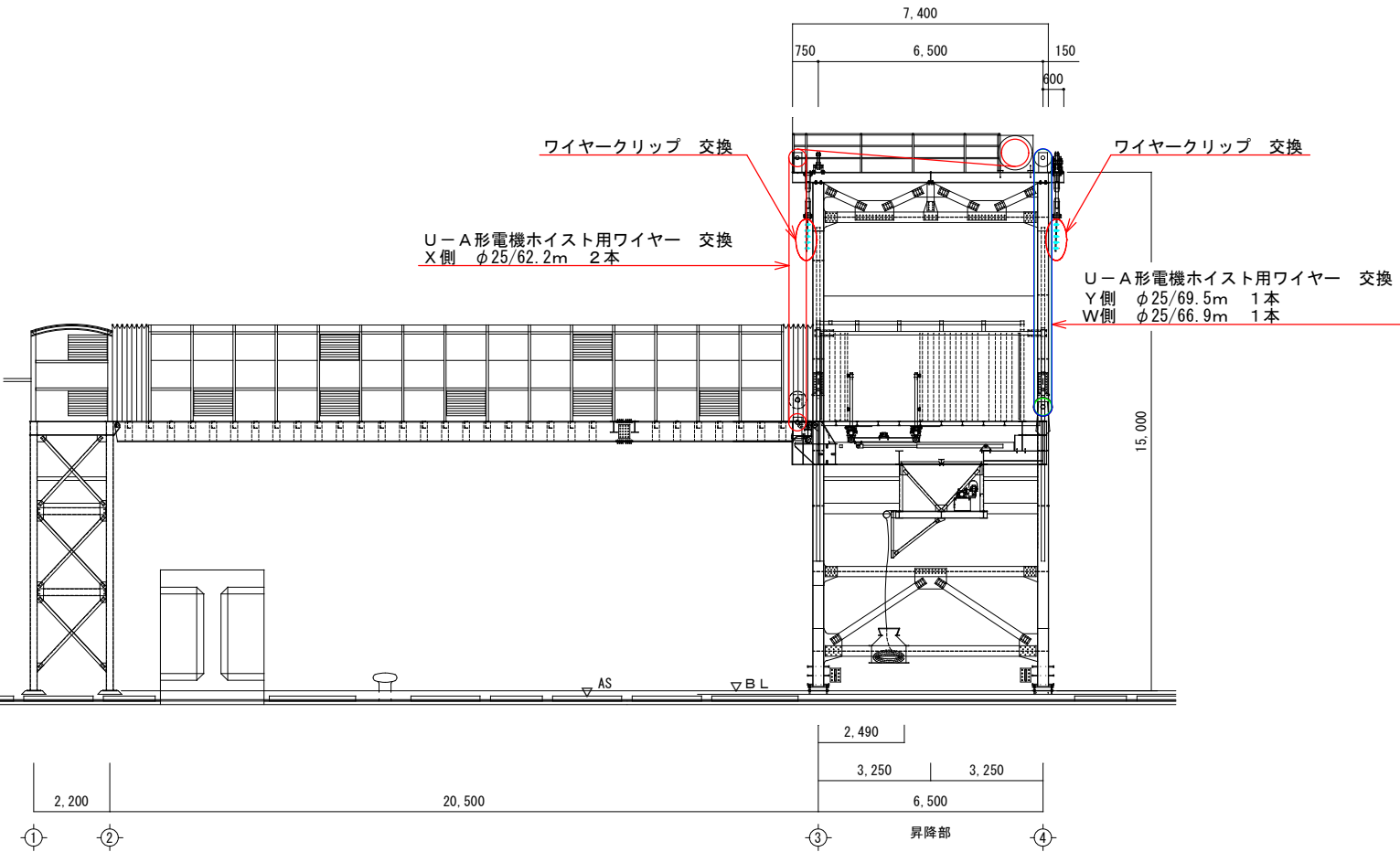
- 2 下関市、受託者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。



付近見取図 S=1:FREE



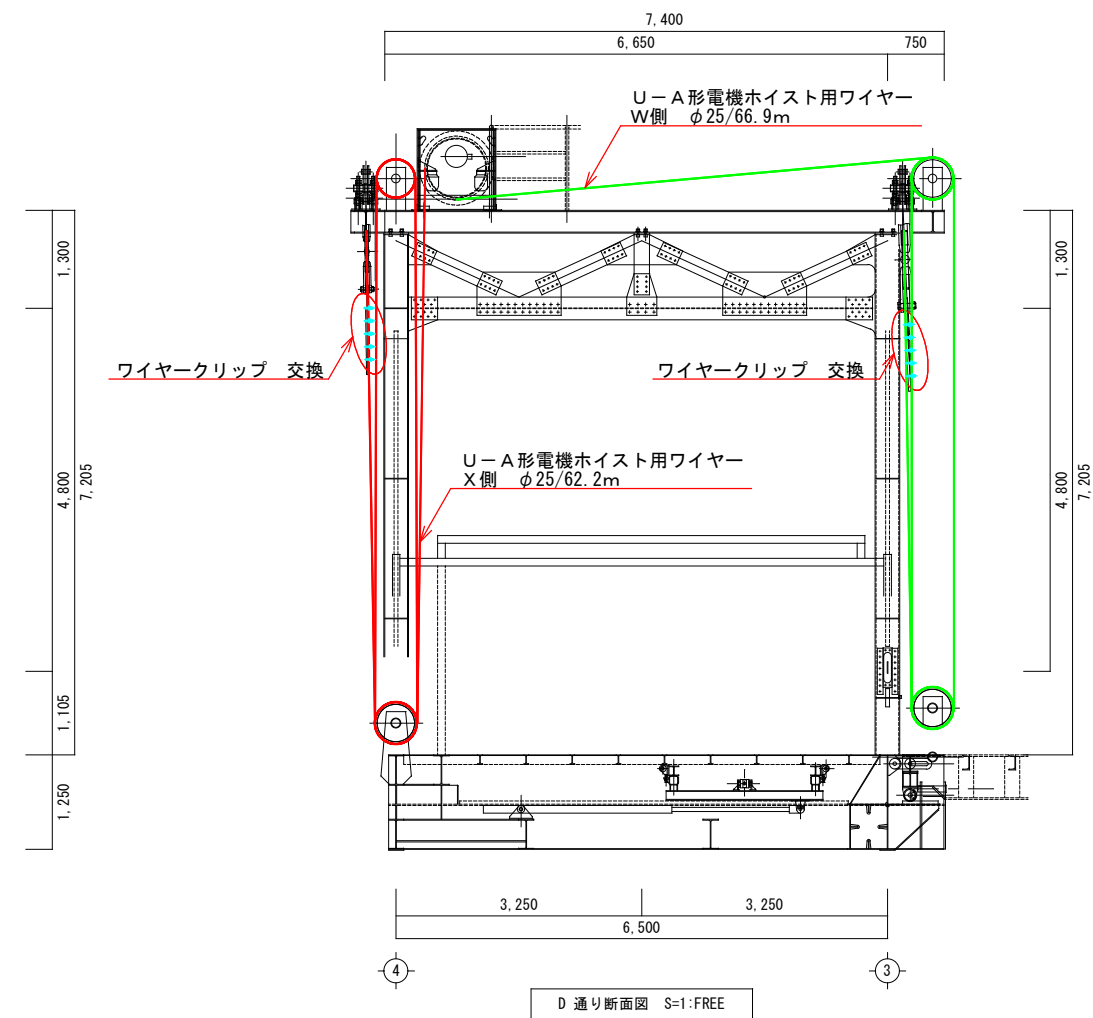
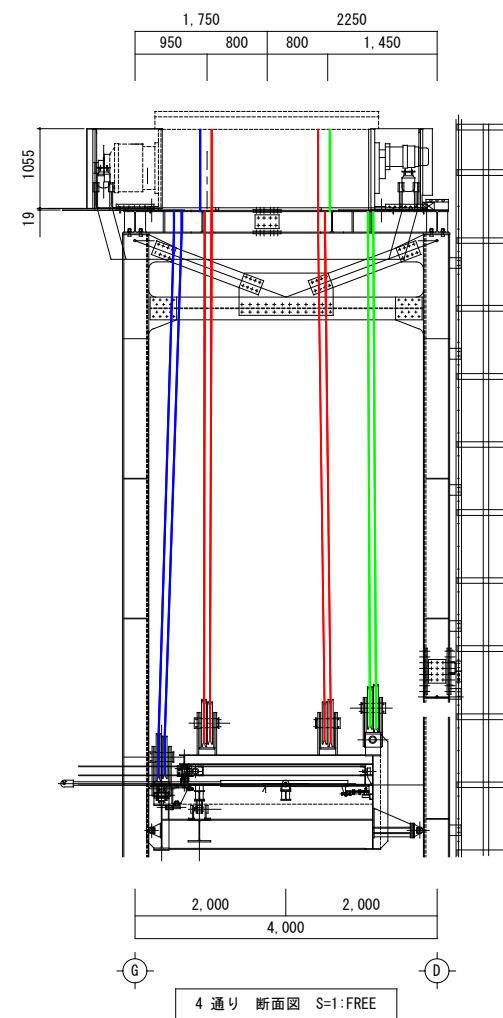
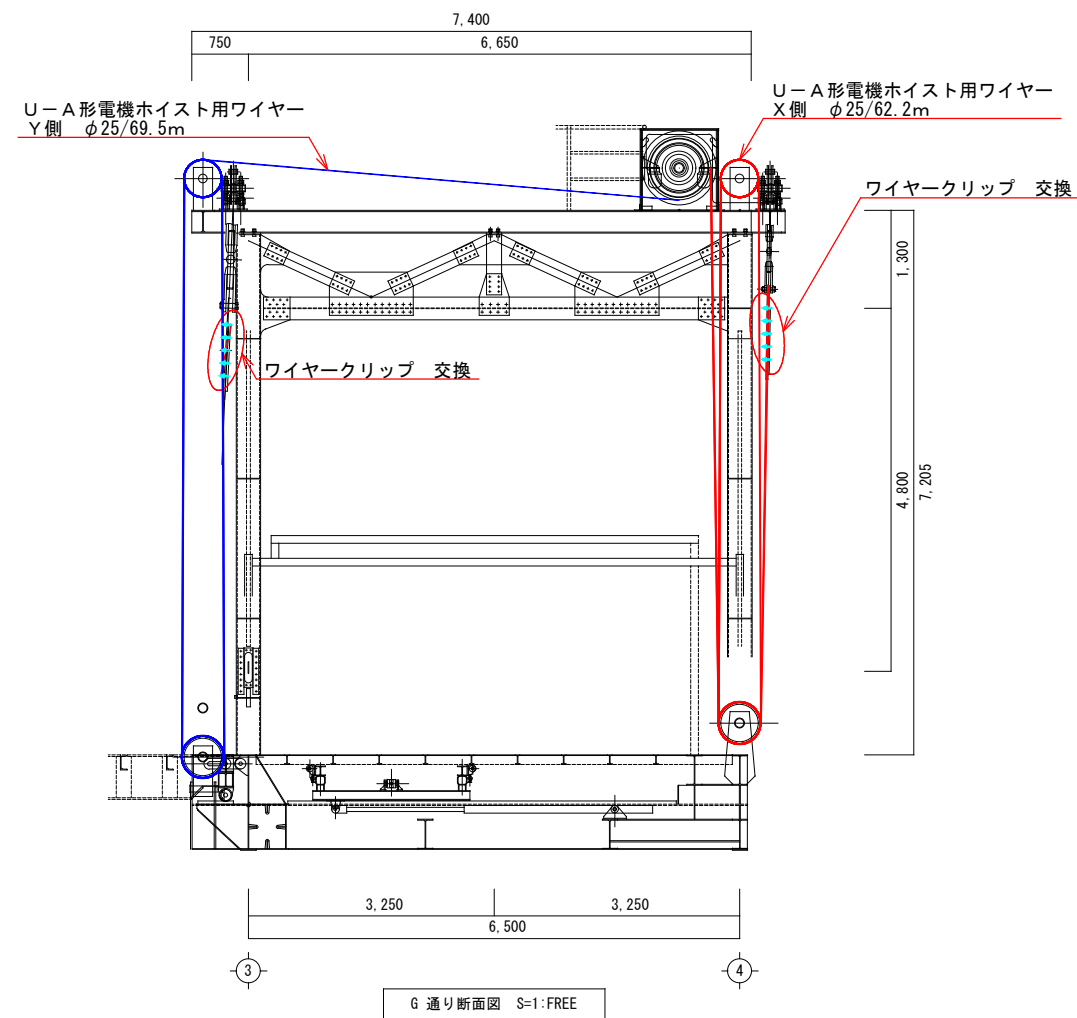
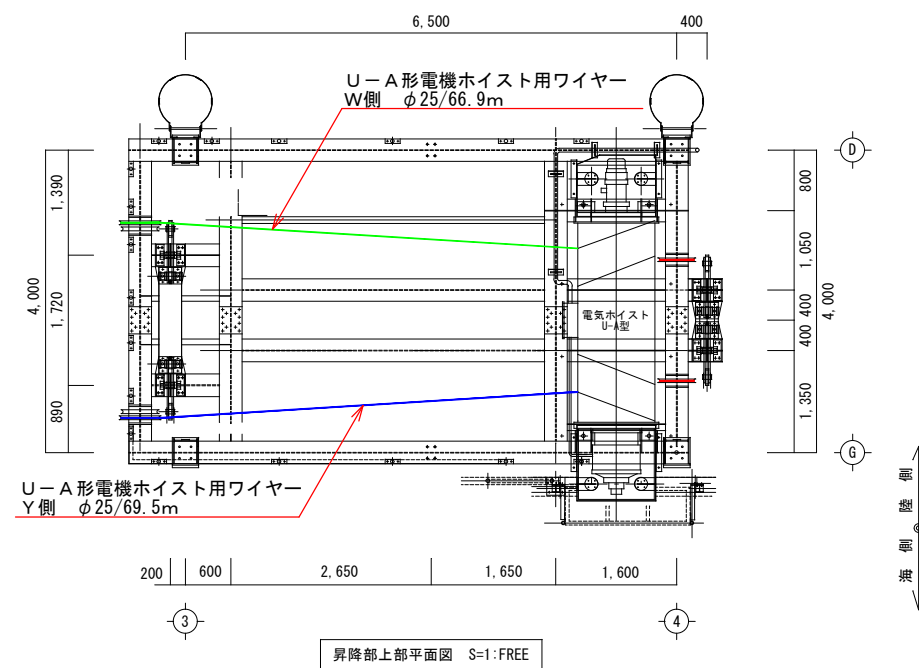
配置図 S=1:FREE



断面図 S=1:FREE

- ◎業務場所
・下関市東大和町一丁目地先
- ◎業務概要
・本業務は、下関港国際ターミナル人動橋のワイヤーロープの更新を行うもの。
- ◎業務内容
・ワイヤー交換
U-A形電機ホイス用ワイヤー
X側 φ25/62.2m 2本
Y側 φ25/69.5m 1本
W側 φ25/66.9m 1本
ワイヤークリップ J I S 鍛造製 28個
- ◎特記事項
・人動橋ワイヤー交換は、星希(SEONGHEE)フェリードック期間(2月-3月)に実施すること。
・施工中は、施設利用者の業務に支障が出ぬようにすること。
・施工時期については、施設管理者及び施設利用者と調整を行うこと。
・安全対策を適切に実施すること。

1 / 2		令和7年度 下関港国際ターミナル人動橋改修業務 設計図	
種別	付近見取図、配置図、断面図	縮図 図示	
		単位 mm	



2 / 2 令和7年度 下関港国際ターミナル人道橋改修業務 設計図		
種別	昇降部上部平面図、断面図	縮図
		単位 mm